

令和3年度

償却資産（固定資産税）の申告について



甲賀市

申告は令和3年2月1日（月）までにお願ひします

- ★ 提出先は、甲賀市役所税務課資産税係です。郵送される際には、下記のラベルを切り取ってご使用ください。
- ★ 平成28年度の申告より、個人番号（12桁）又は法人番号（13桁）の記載が必要です。
- ★ 償却資産をお持ちでない場合や、転出・廃業等があった場合は、申告書の備考欄にその旨を記載して提出してください。
- ★ 前年中に資産の増加・減少がない場合でも、申告書は必ず提出してください。
- ★ 令和元年以前に取得された資産について申告いただいた場合は、5年度分遡及して賦課決定いたします（地方税法第17条の5）。
- ★ 申告は、電子申告サービス（エルタックス）でも受付しています。詳しくは、

<https://www.eltax.lta.go.jp>



もしくは <http://www.city.koka.lg.jp/5533.htm>



をご覧ください。

- ★ 新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例措置に関する申告書の提出期限も同様に令和3年2月1日です。

様式については <http://www.city.koka.lg.jp/15168.htm>



をご覧ください。

※既に申告書をご提出いただいているなど、この申告案内と行き違いがございましたらご容赦ください。

【問い合わせ先】

甲賀市役所 税務課 資産税係
電話 0748-69-2129
FAX 0748-63-4574

〒528-8502

滋賀県甲賀市水口町水口 6053 番地

甲賀市役所 税務課資産税係 行

【償却資産申告書在中】

目次

1 ページ目

- ◎固定資産税における償却資産とは
- ◎申告が必要な資産
- ◎リース資産

2 ページ目

- ◎申告が不要な資産
- ◎非課税・課税標準の特例について
- ◎国税資料等の閲覧について
- ◎実地調査について
- ◎過年度取得資産について

3 ページ目

- ◎地方税（固定資産税償却資産）と国税の違い

4 ページ目

- ◎評価額の計算方法（旧定率法）
- ◎価格の決定・税率について

5 ページ目

- ◎償却資産の申告について
- 1. 申告していただく方
- 2. 提出いただく書類

6 ページ目

- ◎減価償却内訳明細書添付のお願い
- ◎申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合
- ◎同封している様式について
- ◎郵送での控えの返送について
- ◎申告書の送付について
- ◎償却資産申告書の記入について

7 ページ目

- ◎種類別明細書の記入について

8 ページ目

- アパート・駐車場等の事業を営んでいる方へ
- ◎不動産賃貸業の償却資産の申告について
 - ◎家屋と償却資産の区分について
 - ◎該当する主な資産と耐用年数
 - ◎償却資産と家屋の区分について（例示）

9 ページ目

- ◎課税標準の特例措置について